

# 島田 I C T コンソーシアムクラウドソーシング事業 利用規約

## 第1条 総則

1. 本規約は、島田 I C T コンソーシアム（以下「本コンソーシアム」といいます。）Asubi planningが提供するクラウドソーシング事業（以下「本事業」といいます。）を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. 利用者は、本規約の内容を十分理解した上で、その内容を遵守するものとします。

## 第2条 定義

「本コンソーシアム」：島田 I C T コンソーシアムをさします。

「Asubi plannig」：本事業を実施する主体で、本コンソーシアム本会員である丸紅及びHR Redesignから成ります。

「本事業」：島田 I C T コンソーシアムが提供するクラウドソーシング事業をさします。

「本サイト」：Asubi planningが提供するインターネットサイトをさします。

「会員」：会員登録手続を行ってAsubi planningから本事業の登録の承諾を受けた個人又は法人をさします。

「登録情報」：会員登録や本事業を利用する目的で、Asubi planningに提供した一切の情報をさします。

「クライアント」：本事業を通じて業務を委託し、又は委託しようとする個人又は法人をさします。

「利用者間取引」：本事業を利用して行われるクライアントと会員において成立した契約及びこれに従ってなされる取引をさします。

「利用者」：会員、非会員、クライアントの別を問わず、本サイトまたは本事業を利用される方をさします。

## 第3条 規約の改定

1. Asubi planningは、この利用規約を変更することがあります。なお、その場合には、利用者の利用条件は、変更後の約款によります。
2. Asubi planningは、前項の変更を行う場合は、事前に変更後の約款の内容及び効力発生日を個別に通知する方法又は本サイトに掲示する方法によって行います。

## 第4条 会員登録

1. 会員登録手続は、Asubi planningが別途定める手続に従い行うものとします。
2. 会員登録手続は、会員となる本人が、全て真実である情報により行うものとします。
3. 会員は、登録情報について、Asubi planningが管理することについて同意するものとします。

4. 登録内容の変更がある場合、会員は直ちに、Asubi planningが別途定める手続に従い登録情報の修正を申し出るものとします。

5. Asubi planningは、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、会員として登録することを承諾しない場合があります。また、承諾・登録後であっても、会員について以下の各号に該当する事実が判明した場合には、承諾・登録を取り消すことがあります。これらの場合、Asubi planningはその理由の開示義務を負いません。

(1)登録情報に虚偽の情報があることが判明した場合

(2)会員登録の資格・条件を満たさない場合又は満たさなくなった場合

(3)Asubi planningからの電子メールを受信できない場合

(4)次のアからキに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）、または右翼団体、過激派その他これに準ずる反社会的勢力団体であるとAsubi planningが認めた場合

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者、右翼団体、過激派その他これに準ずる反社会的勢力団体であるとAsubi planningが認めた団体の構成員である者、またはこれらの構成員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 会員となろうとするものまたは既に会員となったものが法人である場合に当該法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等または右翼団体、過激派その他これに準ずる反社会的勢力団体であるとAsubi planningが認めた団体の構成員である者、またはこれらの構成員でなくなった日から5年を経過しない者であるとき

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、暴力団員等、または右翼団体、過激派その他これに準ずる反社会的勢力団体であるとAsubi planningが認めた団体の構成員である者、またはこれらの構成員でなくなった日から5年を経過しない者を利用している者

オ 暴力団、暴力団員等、右翼団体、過激派その他これに準ずる反社会的勢力団体であるとAsubi planningが認めた団体の構成員である者、またはこれらの構成員でなくなった日から5年を経過しない者に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団又はその他Asubi planningが反社会的勢力であると認める団体の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団、暴力団員等、右翼団体、過激派その他これに準ずる反社会的勢力団体であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その

他の契約を締結している者であるとAsubi planningが認める者

(5)本規約その他Asubi planningが定める規定又はAsubi planningと利用者との間の契約について、その一部又は全部について不同意の意思を表示した場合

(6)Asubi planning所定の書式の「個人情報に関する誓約書」に誓約できない場合

(7)故意・過失を問わず、他の会員や第三者との紛争や苦情及びクライアントからAsubi planningが受ける業務品質や業務速度に関する苦情、その他の事由に鑑みてAsubi planningが不相当と認める場合

6. Asubi planningは、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、会員登録を抹消することができます。

(1)会員本人の死亡が確認できた場合

(2)1年以上、利用者間取引を行っていない場合

## 第5条 会員資格

1. 会員登録の申込ができる者の資格・条件は以下のとおりとします。

(1) 満18歳以上であること

(2) 未成年である場合には法定代理人の包括的な同意を得ていること

(3) 被保佐人、被補助人のいずれかである場合には保佐人及び補助人の包括的な同意等を得ていること

(4) 電子メールアドレスを保有していること

(5) 本規約その他本コンソーシアムが定める規定の全ての条項に同意すること

(6) Asubi planning所定の書式の「個人情報に関する誓約書」を提出すること

(7) 過去5年以内に本コンソーシアムから退会処分を受けたことが無いこと

(8) 前条第5項第4号の各号のいずれかに該当しないこと

2. 会員資格は、第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、又は質権の設定その他一切の担保に供することはできないものとします。

## 第6条 退会

会員が退会を希望する場合は、Asubi planningが別途定める退会手続きを行うものとします。ただし、当該会員が以下に定める状況にある間は退会できないものとします。

(1)自らが受発注者となって成立した利用者間取引の業務が終了していない場合

(2)自らが受発注者となって成立した利用者間取引の決済手続きが完了していない場合

## 第7条 個人情報の取扱

1. 本条第2項で定める使用目的によりAsubi planningが個人情報を利用することについて同意できない場合は本事業を利用することが出来ません。

2. 本事業の遂行にあたりAsubi planningが取得した個人情報は、以下の目的のために使用されるものとします。

- (1)本事業の会員登録に関する手続きなど会員管理をする目的
  - (2)決裁手続きを行う目的
  - (3)お問い合わせ等への回答など本事業に関する必要事項の連絡の目的
  - (4)利用者がその開示を許諾する個人情報の範囲において本サイトへの掲載その他利用者間取引の仲介をする目的
  - (5)利用者にAsubi planningが行う事業のお知らせをする目的
  - (6)Asubi planningが本事業の改善及び新たな事業企画等の検討をする目的
  - (7)Asubi planningが本事業の利用状況等を調査、分析する目的
  - (8)利用者による本事業及び本サイトの不正利用の状況を調査し、防止する目的
3. Asubi planningは、以下に定める場合を除き、個人情報を第三者に開示することはありません。
- (1) 本人の事前の同意・承諾を得た場合
  - (2) 法令で定める場合
  - (3) 本条第4項の個人情報の取扱いを委託する場合
4. 個人情報は、本事業の遂行に必要な範囲内において、Asubi planningと業務委託先との間で個人情報保護に関する契約等を通じて、必要かつ適切な監督のもとで個人情報の取り扱いを委託する場合があります。
5. 利用者は、Asubi planningが本事業の実施にあたり知り得た利用者の個人情報を本条第2項の目的のために管理することについて同意するものとします。
6. 利用者は、Asubi planningが別途定める方法により、個人情報保護法に基づく個人情報の開示を求めることができます。但しAsubi planningが利用者の個人情報開示の求めについて次の各号のいずれかに該当すると判断する場合にはその限りではありません。
- (1)個人情報保護法その他の法令によりAsubi planningが個人情報開示の義務を負わない場合
  - (2)個人情報の開示を求めるにあたりAsubi planningが別途定める手続に従わない場合
  - (3)個人情報の開示を求める者が本人であることの確認ができない場合
  - (4)個人情報の開示にかかる手数料（1件1,000円）を支払わない場合
7. 利用者は、Asubi planningが別途定める方法により、個人情報が真実では無いことを理由とする個人情報保護法に基づく個人情報の訂正、又は個人情報が第8条第1項で示された目的外での利用がされていることを理由とする個人情報の利用停止、偽り又は不正の手段によって収集されたことを理由とする個人情報保護法に基づく利用停止を求めることができます。但しAsubi planningが利用者の個人情報の訂正またはその利用停止の求めについて次の各号のいずれかに該当すると判断する場合にはその限りではありません。
- (1)個人情報保護法その他の法令によりAsubi planningが個人情報の訂正または利用停止の義務を負わない場合

(2)個人情報の訂正または利用停止にあたり、Asubi planningが別途定める手続に従わない場合

(3)個人情報の訂正又は利用停止を求める者が本人であることの確認ができない場合

(4)合理的な理由により訂正または利用停止をすべきでない場合

8. Asubi planningは、利用者本人からその個人情報について消去を求められた場合、本Asubi planning が当該求めに応じる必要があると判断した場合に限り、個人情報の消去を行います。

9. Asubi planningは、本条第6項の個人情報の開示の求め、本条第7項の個人情報の訂正または利用停止の求め、本条第8項の個人情報の消去の求めに対し、その求めがAsubi planningに到達した日の翌日から14日以内にその求めに応じるか否かを決定し、その結果を通知するものとします。

#### 第8条 利用者が取得した個人情報の取扱

利用者は、利用者間取引にあたって取得したその利用者間取引の相手方の個人情報またはその相手方が保有する第三者の個人情報について、個人情報保護法その他関係各法令及び当該相手方又は当該第三者の個人情報を保有する利用者との間でなされる合意の合意に基づき、各利用者間取引当事者において適正に管理するものとし、Asubi planningはその管理に対する責任を負いません。

#### 第9条 営業秘密

利用者は、本事業の利用にあたり知ったAsubi planningまたは他の利用者の営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に定める営業秘密をいう。以下同じ。）を第三者に開示しまたは第三者が容易に知りうるべき状態におかないよう、自らの責任において適正に管理するものとし、Asubi planningはその管理に対する責任を負いません。

#### 第10条 本事業の内容

1. 本事業は、仕事を受けたい者と仕事を依頼したい者との取引の機会を提供するものです。

2. 本事業は、クライアントと会員が直接、請負ないし業務委託契約を締結することを目的とするものであり、Asubi planningは利用者間取引の当事者とはなりません。また利用者間取引及びその成果物その他利用者の債務の履行の結果の一切について、その内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等を保証しません。

3. 利用者間取引はクライアントと会員を当事者とする請負契約ないし業務委託契約とし、クライアントは、その契約の内容如何に関わらず、利用者間取引における業務の遂行について会員が有する裁量権を請負契約ないし業務委託契約の性質に反する態様及び程度において制限することはできません。

4. クライアントと会員の間で、業務内容・報酬金額・納期等の契約内容が確定し、その内容に従って実施する意思が相互に確認された時点で、当事者間で業務委託契約

が締結されるものとしします。

5. クライアントが利用者間取引を行う場合は、本サイトに仕事内容を掲載することにより仕事を受けたい者を募集する者としします。仕事を受けたい者の募集の際には、クライアントは、Asubi planningに対して仕事内容の掲載依頼を行うとともに、仕事内容に対する会員への報酬金額を提示し、報酬金額が1万円未満の場合は一律1,500円、1万円以上の場合は報酬金額の15%をシステム掲載料としてAsubi planningに支払うこととしします。ただし、Asubi planningが会員と業務委託契約を締結する場合にはこの限りではありません。
6. 仕事内容が本サイトへの掲載が完了した場合には、クライアントは、システム掲載料をAsubi planningに支払うこととしします。なお、支払い方法は、第12条の定めによることとしします。
7. クライアント及び会員又は過去1年以内に会員であった者は、本事業を利用せずに、直接に本事業を通じて委託可能な内容に関する業務委託契約を締結すること及びその勧誘を行ってはならないものとしします。但し、本Asubi planningが事前に承諾した場合はこの限りではありません。

#### 第11条 利用者間取引の方法

1. 利用者間取引は、以下の定めによって報酬を定めるものとしします。
  - (1)クライアントは、利用者間取引に基づく業務に対する定額の報酬を定めます。
  - (2)クライアントは、前号の報酬を支払う義務を負います。なお、支払いの時期及び方法については、クライアントと会員の合意に基づき決定するものとしします。
  - (3)利用者間取引の内容として、会員がクライアントに対し成果物を納品することを合意した場合、会員は、当該成果物を定められた期限までにクライアントに納品するものとし、クライアントは納品された成果物を検収し、会員に対して検収結果を通知する義務を負うものとしします。
  - (4)前項の場合、検収の結果、クライアントによって合格とされた時点で業務は完了するものとし、その時点でクライアント及び会員はAsubi planningに対し、その旨連絡する義務を負うものとしします。
2. 利用者間取引の契約について、会員とクライアントの間で業務内容・報酬金額・納期等以外に瑕疵担保責任の有無等の取決めを行う必要がある場合は、当事者間で別途合意するものとし、Asubi planningはその合意の存否及び内容について関知せず、その結果生じた損害について一切の責任を負わないものとしします。
3. 業務の完了前に、会員又はクライアントの都合により、契約解除や納期の延長等による契約変更を希望する場合は、会員とクライアントの間で協議の上、当事者間が合意した場合に限り、契約変更ができるものとしします。原則として利用者間取引成立後の契約変更はできないものとしします。
4. クライアントと会員の報酬の支払いに関して、Asubi planningは一切責任を負わないものとしします。
5. 本サービスを利用してクライアントと会員の間で成立する契約をいかなる意味で

も雇用契約または類似の労働契約とはしないものとし、これがいかなる契約の形式による場合であっても、クライアントは、業務内容及び遂行方法について業務委託に必要な限度を超えて指揮命令したりしてはならず、これらに反する内容でのクライアントと会員間の定めは無効とします。

#### 第12条 システム掲載料の決済手続

1. クライアントからAsubi planningに対するシステム掲載料の支払いは、銀行振り込みまたは現金で行うものとします。
2. 支払は月末締め翌月20日払いとします。

#### 第13条 連絡方法

1. Asubi planningが会員への連絡又は通知の必要がある場合には、登録されたメールアドレス宛に電子メールする方法、または登録された住所宛に郵送する方法によって、連絡又は通知を行います。登録情報の誤りまたは登録情報の変更前の連絡先への電子メールの送信または文書の郵送により生じた損害は、かかる登録情報の誤り又は登録情報の変更についてAsubi planningに悪意または重大な過失があった場合のみAsubi planningが責任を負います。
2. 利用者がAsubi planningに対して報告または連絡をする場合には、必ず下記メールアドレスへ電子メールを送信してください。Asubi planningが指定しない方法による報告または連絡、又はAsubi planningの事務所、Asubi planningの構成員の事務所または事業所へ来訪は受け付けていません。

メールアドレス：asubiplanning@gmail.com

#### 第14条 本事業及び本サイトの中断・停止・終了

1. Asubi planningは、システム障害及び保守、停電や火災など等の事故、洪水や地震等の天変地異、その他技術上・運営上の理由により、本事業及び本サイトの利用が困難であると判断した場合、利用者への事前通知を行わず、本事業及び本サイトの中断を行う場合があります。
2. Asubi planningは、2週間前までに、会員に電子メールでの通知又は本サイト上にて告知を行うことにより、本事業及び本サイトの停止及び終了を行うことができるものとします。
3. Asubi planningは、本条に基づきAsubi planningが行った措置に基づき利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第15条 利用者間取引の成果物等に関する知的財産権及びその利用

本事業を通じて会員がクライアントに対して納品した成果物に関する著作権等の知的財産権は、利用者間取引において個別に取り決めることとします。なお、個別に取り決めがない場合においては、クライアントに帰属するものとします。

## 第16条 第三者の知的財産権の尊重

1. 利用者は、第三者の知的財産権を尊重する義務を負うものとします。
2. 利用者が、前項の義務を怠ったことにより、権利者又は権利者から許諾を受けた者との間で紛争が生じた場合は、当該利用者の責任で解決するものとし、Asubi planningは当該紛争について一切の責任を負いません。利用者が前項の義務を怠ったことによってAsubi planningに損害が生じた場合には、当該義務を怠った利用者はAsubi planningに対し、その損害を賠償する責任を負わなければなりません。

## 第17条 法令の遵守

1. 本事業の利用及び利用者間取引においては、関連する法令を遵守するものとします。
2. 利用者間取引によって会員に支払われる報酬について、クライアントが源泉徴収をする義務があるときは、クライアントは源泉徴収税の納付、支払調書の交付等の義務を履行するものとします。
3. 利用者間取引その他本事業を通じた法律行為の一切について、利用者は公序良俗に反する契約を締結することはできないものとします。

## 第18条 禁止事項

1. 本事業の利用者が、以下に定める行為を行うことを禁止します。
  - (1) 作為、不作為を問わずAsubi planning、他の利用者、若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はこれらを侵害するおそれのある行為
  - (2) Asubi planning若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はこれらを侵害するおそれのある行為
  - (3) Asubi planning若しくは業務上知り得たクライアント又は会員の個人情報、又は営業秘密について、Asubi planning、当該クライアントまたは当該会員の当該個人情報または営業秘密の主体である本人による事前の承諾なく第三者へ提供する行為、又は作為、不作為を問わず第三者が容易に知り得る状況におく行為
  - (4) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又は他人の名誉若しくは信用を毀損する行為、又は正当な言論を逸脱する内容及び態様においてAsubi planning、会員、クライアントの名誉若しくは信用を毀損し、又は汚損する行為
  - (5) Asubi planning、会員、クライアントその他の他者になりすます行為、本事業において自己の会員資格で第三者（会員資格を含む当該登録にかかる会員以外の者）に業務を受注させ、又は受注することを許諾する行為、および本事業において第三者に対し自己の名を貸与して発注をさせ、又は発注することを許諾する行為
  - (6) 本規約若しくは刑法その他法令に違反する行為
  - (7) 公序良俗に反する行為
  - (8) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続が完了する前に本事業を利用する行為、又は受注する業務を行うに



- あたり適用される法令に違反し、又は違反する恐れのある行為
- (9)本規約の契約上の地位の全部又は一部を移転し、又は契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保にする行為
  - (10)長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返し、長時間にわたってAsubi planningの事務所又はAsubi planningの構成員に来訪し、窓口対応の強要や不退去を過度に行い、または義務や理由の無いことを強要する等の本事業に支障をきたす行為
  - (11)有害なコンピュータープログラム等をAsubi planning、会員、クライアントその他の利用者に送信し、またはこれを受信可能な状態にしておく行為
  - (12)他の会員、クライアント、過去に本事業を通じて取引をした事のある利用者に対し、その相手方に対して無断で、広告、宣伝、勧誘等の連絡をする行為
  - (13)本サイトへの不正アクセス、改ざん行為
  - (14)本人の同意なく利用者の個人情報を取得する行為
  - (15)Asubi planningが保有する会員またはクライアントの情報を不正に取得し、又はこれを改ざんする行為
  - (16)会員の承諾の有無を問わず、委託された業務の内容に照らしてその報酬額が著しく低いとAsubi planningが判断する金額で業務を委託し、または報酬額を変更する行為
  - (17)直接的手段または間接的手段を問わず本事業を通じて暴力団その他反社会的勢力に経済上または事実上の利益を提供する行為
  - (18)その他Asubi planningが利用者として不相当と判断した行為
2. 会員が本条第1項に掲げる禁止事項に違反し、又は、不正若しくは違法な行為を行ったことによりAsubi planning又は第三者に損害が生じた場合、会員はその一切の損害をAsubi planning（第三者に損害が生じ、その損害についてAsubi planningが補填した場合を含む）に賠償する責任を負います。
  3. 会員又はクライアントが本条第1項に掲げる禁止事項に違反した場合、Asubi planningは、その違反の内容に応じ、前項の損害賠償請求のほか、他の利用者へのかかる違反事実の公表、1年以下の会員資格停止、退会処分または当該クライアントの利用の停止の処分をすることができます。
  4. 利用者が第10条第5項又は本条第1項第9号に違反した場合、利用者は本条第3項の処分のほか、違約金として当該違反行為にかかる利用者間の契約における報酬（料金、代金その他名称をとわず業務の対価として支払われる金銭（必要経費を注文者が負担する場合にはその必要経費を含む）の一切）の総額の20%又は100万円のいずれか大きい方の金額を連帯して支払うものとします。ただしAsubi planningにおいて当該違反行為にかかる利用者間の契約における報酬の額が算定できない場合は違約金の額を100万円とします。

## 第19条 免責

1. Asubi planningは、会員若しくはクライアントの選定について、故意又は重過失

がある範囲に限り責任を負います。

2. Asubi planningは利用者間取引の当事者とはなりません。また利用者間取引の監督を行いません。Asubi planningは、利用者間取引により生じた、利用者間取引の相手方、他の利用者又は第三者との間の紛争の一切については訴訟内外を問わず当該紛争の当事者間で解決するものとし、Asubi planningは当該紛争に一切関与しません。また本条第1項に該当する場合を除いては、当該紛争によって生じた損害に対する責任を一切負いません。
3. Asubi planningは、利用者間取引及びその成果物その他利用者の債務の履行の結果の一切について、その内容・品質・信憑性・適法性・正確性・有用性等の保証をいたしません。Asubi planningは、利用者間取引またはその成果物その他利用者の債務の履行結果の瑕疵、及びそれらの瑕疵によって生じた損害について、その責任を一切負いません。
4. Asubi planningは、会員間、利用者間、会員又は利用者と第三者との間で発生した紛争について、一切の責任を負いません。万一、紛争が生じた場合は、訴訟内外を問わず当該紛争の当事者間で解決するものとし、Asubi planningは一切、関与しません。また当該紛争によりAsubi planningに損害が生じた場合には、その損害の発生に関与した当事者は連帯してAsubi planningに対し、Asubi planningに生じたすべての費用及び当該損害を賠償するものとしします。
5. 本事業の利用及び利用者間取引を行うために必要なコンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用者の費用と責任において行うものとしします。
6. 会員が利用した機器・回線・ソフトウェアの設置ないし管理等により第三者に損害が生じた場合、これに対する責任は当該会員が負うものとし、Asubi planningは、本条第1項の場合を除いては会員の故意や過失の有無を問わず、一切責任を負いません。
7. Asubi planningは、利用者が使用・管理・保有する機器、ソフトウェア、データにコンピュータウイルス等が含まれていたことにより生じた一切の損害について、直接損害か間接損害か、予見できたか否かを問わず、利用者及び第三者に対して一切責任を負いません。
8. 天災、不可抗力等により、利用者間取引が成立しないこと等により損害が発生した場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとし、Asubi planningは、これらの損害について一切責任を負いません。

## 第20条 監視業務

利用者は、Asubi planningがその裁量により、利用者が本事業及び本サイトを適正に利用しているかどうかを監視することに同意するものとしします。

## 第21条 分離条項

本規約のいずれかの条項またはその一部が、管轄権を有する裁判所によって民法、消費者契約法その他の法令等により違法または無効と判断された場合であっても、残部の条項は、その後も継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第22条 本事業の譲渡等

Asubi planningは、利用者の事前の承諾なく、本事業を第三者に譲渡できるものとします。なお、本事業を第三者に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い、本事業の運営者たる地位、本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報及びその他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、本事業の会員は、会員たる地位、本規約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録情報その他情報の譲渡につきあらかじめ同意するものとします。

#### 第23条 準拠法及び合意管轄裁判所

1. 本規約及び本事業の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または本事業に起因し、またはこれらに関する利用者とAsubi planningとの間の一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

平成29年9月15日 制定・施行

平成30年8月8日 改定

令和3年7月1日 改定

上記、島田ICTコンソーシアムクラウドソーシング事業利用規約に同意します。

令和 年 月 日

住所

氏名

印